

「第13次鳥獣保護管理事業計画、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル)」(案)
 に対する意見募集の実施結果について

- 1 意見募集期間 令和4年1月17日(月)から令和4年2月15日(火)まで
- 2 意見総数 2件
- 3 意見の反映状況 今後の取組に反映・参考とする
- 4 意見の概要
 【第13次鳥獣保護管理事業計画】

意見の概要	意見に対する県の考え方
<p>第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項</p> <p>1 鳥獣保護区の指定 3)集団渡来地の保護区</p> <p>伊勢湾は多くの水鳥の渡来地であり、特に津市北部の田中川右岸河口から安濃川右岸河口までと、雲出川河口から三渡川河口、櫛田川河口、宮川河口は県の鳥シロチドリ等の繁殖・越冬地や、国指定天然記念物コクガン、ミユビシギはじめ多くの種の越冬地として重要です。春秋の渡りの時期にはさらに多くの種が一時的に滞在します。現在上記の多くの場所では銃撃は禁止されていますが、これは安全のためであり保護のためではありません。シロチドリ等の繁殖期に営巣地に立ち入る人もおられますし、スリングショット(パチンコ)で鳥を狩る人を目にすることもあります。積極的な保護のため鳥獣保護区を設定し、さらに特別保護地区および特別保護指定区域を設定していただきたい。</p>	<p>鳥獣保護区等につきましては、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときに指定するものですが、計画策定時に、市町等からの意見や要望事項、指定等の目的を伺いそれらを考慮したうえで指定等の是非を検討いたします。</p>
<p>第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項</p> <p>3 指定猟法禁止区域</p> <p>水辺での鉛製散弾による希少猛禽類等への悪影響はある程度考慮され、使用を禁止する区域を指定されていますが、これはどのような場所であっても起こりうることです。たとえば、ツキノワグマやクマタカもシカの死骸を食べます。従って、北海道と同様に鉛弾の所持・使用は禁止にしてください。また、既存の鉛弾の県による回収(買い取り)をしていただきたい。</p>	<p>指定猟法禁止区域につきましては、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある区域において指定するものですが、計画策定時に、市町等からの意見や要望事項、指定等の目的を伺いそれらを考慮したうえで指定等の是非を検討いたします。</p> <p>既存の鉛弾につきましては、環境省の規制方針に基づいて、適切に対処してまいります。</p>